

環境法論点集（第2版）

2008年の春に作成した論点集の第1版では、第1部で法政策に関する論点に触れ、第2部では紛争処理方法に関する論点に触れて、環境法の基本的な論点のうちの特に重要と思われる点を把握してもらい、環境法の試験対策に役立ててもらおうことを目指した。

ただ、そもそもの問題として、環境法を試験科目として選択する希望はあっても、開講されている環境法の授業の数が少なかったり、何を教材にすればいいか分からなかったり、あるいは周りで同じ環境法を選択しようとしている人がいなかったりといった理由で、環境法の勉強方法がわからず、環境法を試験科目に選択することを躊躇している人も多くいるのではないかとと思われる。

そこで、第2版では、新しい第1章として、まず環境法の基本原則・理念と手法について書いて、環境法の基本原則と個別法の関係がより明確になるようにしたほか、第4章では、環境法を選択した合格者が実際に行った勉強法や、勉強の際のポイント、勉強素材として使ったもの、それに答案例など、どうやって勉強すればいいか、どうやって実際に答案を書けばよいかといった、試験選択の際に大いに悩むと思われる点についての一つの例を示すことにした。

そして、以上の変更に伴い、第1版の第1章を第2版では第2章に、そして第1版の第2章は第3章に移行している。また、それだけでなく、この第2章・第3章についても、環境法の分野で最近も改正が相次いでいることや、生物多様性基本法の制定など、環境法において今後重要な意味を持ってくるであろう新しい法律も制定されつつあることから、第1版より内容をさらに充実させるための改訂を行った。

今回の改訂が、環境法を選択するかどうか悩んでいる人の、迷いを取り除く一助となると幸いである。

第1部

環境法の基本原則・理念と手法

◆ 法政策上の論点1 環境法の理念・原則

1 総則（環境法で重要な4つの理念・原則とその位置付け→どの側面からとらえた概念なのかに注意）

（1）持続可能な発展

→社会全体の取組みについての「目標」

（2）未然防止原則・予防原則

→政策・対策の「実施」に関する原則

（3）環境権

→環境保護を「主体」の観点から捉えた原則

（4）原因者負担原則

→環境汚染防止等の「費用負担」の原則

※2以下で、これらの理念・原則について、（1）定義（2）起源（3）特徴（4）日本における規定、（5）課題、（6）関連事項に分けて記述する。

2 持続可能な発展

（1）定義 明確ではないが以下の三要素を含む概念

①生態系の保全など自然の受容可能な範囲内での自然や環境の利用

②世代間の衡平

③世界的にみた公正

（2）起源 1987「我ら共通の未来 our common future」ブルントラント委員会

（3）特徴 日本では公害対策基本法から環境基本法へと変遷した際のメルクマールとして重要

→詳細は環境基本法の項を参照

（4）日本における規定

→環境基本法4条・3条に反映

（5）課題・・・

第2部

環境法の法制度

目次

- ・ 環境基本法
- ・ 環境影響評価法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 循環型社会形成推進基本法
- ・ 廃棄物処理法
- ・ 容器リサイクル法
- ・ 自然公園法
- ・ 温暖化対策推進基本法

凡例

■法制度ないし条文（教科書等で特には指摘されていない場合、「・・・」とする。）

- 1 現行法の仕組み
- 2 過去の仕組み
- 3 背景事情
- 4 評価・課題
- 5 基本原則
- 6 コメント

☞ 1・2・3は、背景事情から現行法の法制度ないし条文を説明するための参考にして欲しい。

☞ 4・5は、当該現行法ないし法制度を基本原則の観点等から評価する際の参考にして欲しい。

☞ 6は、留意して欲しい事項について記した。

※なお、理解のしやすさの観点から、必ずしもこの1～6の順序にとらわれずに記載している部分もある。

■訴訟との関係

関連する行政訴訟，民事訴訟を記した。

環境基本法

1 現行法の仕組み

- (1) 法体系 →環境保全のための多様な手法を総合的・計画的に推進するための枠組み法
- (2) 目的 →1条
 - 「①現在及び将来の国民の健康で文化的な生活確保に寄与」
→持続可能な発展
 - 「②人類の福祉に貢献」
→保護法益を人類に拡張し、地球保全を念頭に
- (3) 内容（公害対策基本法から新たに加わった特徴的なもの）
 - ①理念の掲載(3-5), 特にSD(4)
 - ②国の政策の策定・実施に環境配慮義務(19)
 - ③経済的措置の導入(22Ⅱ),
 - ④地球環境保全の国際協力規定(5・32)

2・3 背景・政策の変遷

(1) 旧公害対策基本法

- ①公害反対運動・公害訴訟の提起を契機に1967年制定
- ②人の健康・財産への被害の防止（個人法益の保護）＝消極目的
- ③特定人の環境汚染行為を対象とする
- ④いわば「公害対策」のための法

(2) 環境基本法（1993年）

- ①大量生産・消費・廃棄の都市型・生活型の環境問題の増大→従来の公害対策では×
- ②地球環境問題等、公害と自然環境の両分野にまたがる新しい環境問題への対応
- ③公害対策基本法を取り込みつつ、生物多様性や環境資源有限性を認識した上で良好な地域環境（地球環境）を維持・管理する＝積極目的
- ④全ての人間活動を対象とする
- ⑤いわば「環境管理」のための法

4 限界

- ①環境権の明文規定をおこななかった
- ②予防原則について、法の理念レベルで明記されなかった(基本計画の中で明記)

3 再現答案・模範答案

※以下の再現答案は、試験本番で書いた答案を再現したものですので、内容的に必ずしも正確なことが書かれているとは限らないことにご留意ください。試験本番でどのようなことがどこまで書かれたかの参考として、利用してください。

(1) 平成19年再現答案(大問1のみ) 本試験9位のAさん

【設問1】

第1 環境影響評価法(以下、「法」とする。)は、1997年制定という比較的新しい法律である。

これは、環境基本法(1993年)20条を受けてできたものである。

それまでは環境影響評価の必要性が認識されながらも、地方レベルの条例や、本閣議決定(以下、「決定」とする。)・実施要綱(以下、「要綱」とする。)で規定されているにすぎなかった。

これは、環境影響評価を行うには時間的・金銭的な負担がかかることから、事業者側の要請との調和が図れなかったことによる結果である。

しかし、この決定・要綱には、①対象事業の範囲②評価の開始時期③手続の内容④効果⑤地方公共団体の条例との関係、といった点で問題があり、その改善の必要性から法が制定されたのである。

以下、これらの点につき法の特徴を論じる。

第2 法の特徴

1 ①対象事業の範囲について

(1) まず、要綱第1で定められている対象事業は、1の(12)といった規定はあるものの、基本的には事業の内容や規模の点について限定して規定している。

このような規定の仕方であると、たしかに予測可能性はあるが、対象事業の範囲にさえ入らなければ対象にならないことが明確であるという点で必要以上に範囲が限定されてしまい妥当でない。

(2) そこで法は、対象事業を第一種事業と第二種事業に分け、第二種事業についてはスクリーニング手続(4条)を定めている。

これは、一定の規模要件を明確に定めると、その範囲にぎりぎり満たない事業が多発し、法の趣旨が達成されないことから、ある程度の規模の事業については環境に与える影響の程度をチェックしてから評価の要否を決めるといった柔軟性を持った手続である。